

DCに向けた新たなコンテンツ実施と文化財を核とした周遊コースの開発等委託業務に係るプロポーザル応募要領

1 趣 旨

本要領は、「DCに向けた新たなコンテンツ実施と文化財を核とした周遊コースの開発等委託業務」を委託する業者を選定するにあたり、企画提案を募り、応募した事業者から業務委託候補者を選定するために必要な事項を定めるものとする。

2 委託業務

(1) 業務名

DCに向けた新たなコンテンツ実施と文化財を核とした周遊コースの開発等委託業務

(2) 業務内容

別添「DCに向けた新たなコンテンツ実施と文化財を核とした周遊コースの開発等委託業務 仕様書」のとおり

(3) 委託期間

契約締結の日から令和8年2月27日まで

(4) 提案上限額

17, 100千円（消費税及び地方特別消費税を含む）

3 採択事業者

1社

4 参加資格

この手続に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。
なお、参加者が共同企業体である場合は、代表者は(1)から(5)までのすべてを満たし、全構成員が(1)(4)(5)のすべてを満たすこととする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項又は第2項に規定する者でないこと。
- (2) 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加するものに必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示(令和4年山口県告示第179号)に基づく資格審査において、業務委託の参加資格を有すること。
- (3) 本店又は支店、営業所等を山口県内に有していること。
- (4) この手続きの開始の日から令和7年6月23日(月曜日)までの間のいずれの日においても山口県の業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止を受けていないこと。
- (5) この手続きにおいて、単独の法人又は共同企業体の構成員として重複して参加していないこと。

5 失格事項

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 当該手続きの参加資格を有しないとき。
- (2) 提案書を期限までに提出しないとき。
- (3) 提案の内容が最低限の要求水準を満たしていないとき。
- (4) 提案書の重要事項が適切に記述されていないとき。

6 スケジュール

(1) 参加意向確認書の提出

ア 提出期限	<u>令和7年5月27日(火) 正午【必着】</u>
イ 提出場所	下記「12」のとおり
ウ 提出書類	別紙様式1
エ 提出方法	メール

※担当者にメール到達確認をすること。

(2) 質問書の提出

ア 提出期限	<u>令和7年5月27日(火) 正午【必着】</u>
イ 提出場所	下記「12」のとおり
ウ 提出書類	別紙様式2
エ 提出方法	メール

※担当者にメール到達確認すること。

オ 回 答	<u>令和7年5月29日(木) ※予定</u>
-------	-------------------------

※質問への回答は、参加表明者全てに行う。

(3) 企画提案書及び会社概要等の提出

ア 提出期限	<u>令和7年6月23日(月) 正午【必着】</u>
イ 提出場所	下記「12」のとおり
ウ 提出書類	下記「7」のとおり
エ 提出部数	8部(正本1部、副本7部)
オ 提出方法	郵送または持参

※郵送の場合は、簡易書留など送信記録が確認できる方法によること。

(4) 審査

審査は、DCに向けた新たなコンテンツ実施と文化財を核とした周遊コースの開発等委託業務審査委員会において、審査基準に基づき実施する。

(5) 結果の通知

令和7年6月30日(月)(予定)

※選定結果を提案者全員に対し、文書(メール)により通知する。

7 企画提案書等の作成方法等

(1) 作成方法

- ・様式、版：様式自由、A4版
会社概要は既存のパンフレットを添付することでも可。
- ・業務の目的等に留意し、下記の企画提案書等を提出すること。

区 分	内 容
ア 表 紙	会社名、担当者名及び電話番号等連絡先を明記すること。
イ 企画提案書	1 総 論 (1) 企画提案趣旨 (2) 業務実施体制 (3) 緊急時の連絡体制、苦情等相談に係る処理体制 (4) 実施スケジュール (5) 類似業務の実績
	2 各 論 (1) コンテンツの試行 ○各コンテンツの参加料 ○全国宣伝販売促進会議で実施可能なコンテンツ ○プレDC期間中の実施回数（※予定で可） (2) 話題性や集客力を意識した目玉コンテンツの造成 (3) プロモーション及び旅行商品としての販売促進 ○〔旅行者向け〕ターゲットの設定と情報発信手法 ○〔旅行会社向け〕売り込み手法 ○〔共通〕 ・具体的な販路及び販売戦略とプロモーション手法 ・全国各地からの誘客に向けた取組み (4) アンケートの実施方法 (5) DC終了後の継続的な実施について（考え方、方向性）
ウ 会社概要	○所在地や資本金、主な事業内容、従業員数など会社の概要が分かるもの。
エ 協力業者概要	○本業務における協力業者は、「協力業者の概要」（別記様式3）を用いて作成すること（協力者が会社の場合は法人名を、個人の場合は個人名を記入すること）。
オ 参考見積書	○当業務に係る所要経費を全て見積もること（消費税及び地方消費税を含む）。 ○見積の根拠となった所要経費の明細を明らかにすること。

8 審査の方法

書類審査とする。

審査項目および審査基準は下記のとおり。

審査項目	配点	評価ポイント
1 全 体		
業務実施体制	5	○業務遂行能力があるか。 ○業務実施体制を確立しているか。 ○委託者からの指示や緊急時に的確に対応できるか。 ○業務実施スケジュールは適切か。 ○類似業務の実績はあるか。
2 各 論		
(1) コンテンツの試 行	20	○コンテンツ参加者から徴収する参加料は適切な価格となっているか。 ○全国宣伝販売促進会議においてコンテンツの実施が実現可能であるか。 ○プレDC期間中の実施回数は適当であるか。 ○アンケートは多くの回収が見込める手法が取り入れられているか。
(2) 目玉コンテンツ の造成	30	○話題性や集客力が想定され、地域が目玉となるようなコンテンツが提案されているか。
(3) プロモーション	30	〔旅行者向け〕 ○ターゲットの設定は適切であるか。 ○情報発信手法は効果的なものとなっているか。 〔旅行会社向け〕 ○旅行会社への売り込み手法は適切であるか。 〔共通〕 ○販路は具体的なものが示されているか。 ○販売戦略及びプロモーションは効果的なものとなっているか。 ○全国各地からの誘客に向けた取組みについて効果が期待できるか。
(4) 継続的な実施に ついての考え方	10	○コンテンツ及び周遊コースの令和10年以降の継続実施に向けて、現実的な検討がなされているか。
3 参考見積り	5	○提案内容に応じた所要額が適切に見積もられているか。
合 計	100	

9 留意事項

- (1) 応募に要する費用は、全て応募者の負担とする。
- (2) 企画提案は、1事業者につき1提案とする。
- (3) 提出された提案書類等については返却しない。
- (4) 提出期限後の提案書の提出や追加、差し替え等は認めない。
- (5) 応募者が1事業者の場合でも、審査は行う。
- (6) 採用された提案については、協議の上、内容を変更する場合がある。

10 委託契約について

委託契約締結に係る費用は受託者の負担とする。

委託契約にあたっては、提案内容を基に両者協議の上、最終の仕様を決定する。

11 実施内容の変更等

本事業は、やむを得ない理由があるときは、実施内容を変更または中止することがある。

12 連絡先・各書類の提出先

やまぐち文化プログラム実行委員会

(山口県観光スポーツ文化部 文化振興課内)

〒753-8501 山口県山口市滝町1-1 担当 堀 行

TEL : 083-933-2627 MAIL : hori.shiho@pref.yamaguchi.lg.jp